

令和6年12月25日

## 松田事務所 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年12月25日～令和10年3月31日

2 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、  
育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労  
働基準法に基づく産前産後休業などについて全従業員に周知する。

〈対策〉

令和6年12月～ 制度に関するチラシを作成し、全従業員に周知する。

目標2：子の看護休暇について、子の行事参加等の場合も取得可能とすることや、対象  
となる子の範囲を小学校3年生まで拡大することを就業規則等に明記し、利用  
しやすいようにする。

〈対策〉

令和6年12月～ 就業規則等の見直しを行い、全従業員に周知する。